

議案第16号

鳥取県監査委員条例の一部改正について

次のとおり鳥取県監査委員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年11月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

鳥取県監査委員条例（昭和23年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 監査委員（以下「委員」という。）に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に<u>基づき</u>、同法及びこれに<u>基づく</u>政令に規定するものを除く<u>ほか</u>、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条 <u>法第195条第2項ただし書の規定により、委員の定数は、6人とする。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 <u>法第199条第4項の規定による監査は、毎年4月から10月までの間においてこれを行う。ただし、都合によりこの期間以外に監査することができる。</u></p>	<p>第1条 監査委員（以下「委員」という。）に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に<u>基き</u>、同法及びこれに<u>基く</u>政令に規定するものを除く<u>外</u>、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 <u>法第199条第4項の規定による監査は毎年6月から10月までの間においてこれを行う。ただし、都合によりこの期間以外に監査することができる。</u></p>

第5条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、毎月25日に行うのを例とする。

第6条 略

第7条 監査は、やむを得ない場合を除き、2人以上をもってこれを行う。

第8条 略

第9条 略

第10条 略

第11条 略

第12条 委員は、法第125条の規定により議会から請願が送付され

第4条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、毎月25日に行なうのを例とする。

第5条 略

第6条 監査は止むを得ない場合を除き2人以上をもってこれを行う。

第7条 略

第8条 略

第9条 略

第10条 略

第11条 委員は法第125条の規定により議会から請願が送付せられ

たときは直ちにその処理に着手し、その経過及び結果を次の議会に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるものについては、委員は、理由を付しあらかじめ議長の承認を受けなければならない。

第13条 略

たときは直に其の処理に着手し、その経過及び結果を次の議会に報告しなければならない。但し、やむを得ない事情があるものについては委員は理由を付し予じめ議長の承認を受けなければならない。

第12条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県監査委員条例第2条の規定による監査委員の定数増加に伴う新たな監査委員の任命及びこれに必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。